

別記 1

みどりの食料システム戦略交付金事業の事業実施主体は、次の表に掲げるものとする。

事業の名称	補助対象者
1 推進体制整備事業	市町村
2 有機農業産地づくり推進事業	市町村又は市町村が参画する協議会
3 有機転換推進事業	市町村若しくは都道府県又はその両方が参画する協議会
4 グリーンな栽培体系への転換サポート事業	市町村又は農業協同組合、協議会とし、いずれも事業実施地区の農業者の参加を必須とする。
5 SDGs 対応型施設園芸確立事業	農業者又は農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体をいう。）及び都道府県又は市町村等により構成された協議会。
6 地域循環型エネルギーシステム構築事業	<p>（1）協議会（農業者、発電事業者及び都道府県・市町村・農業委員会又は地域の農業者の組織する団体（農事組合法人、農地所有適格法人、特定農業団体、農業協同組合、農業協同組合連合会）を必須構成員）及び地方公共団体又は民間団体等（農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、技術研究組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社、独立行政法人、法人格を有さない団体で北海道知事が北海道農政事務所長の協議の上特に必要と認める団体（以下この表において、「特認団体」という。）をいう。）以下同じ。</p> <p>なお、太陽光発電設備の施設導入を行う場合は、事業終了時まで同様の協議会を組織しなければならない。</p> <p>（2）地方公共団体又は民間団体等</p>
7 バイオマス地産地消の推進事業	地方公共団体又は民間団体等
8 バイオマス地産地消施設整備事業	地方公共団体又は民間団体等
9 環境負荷低減の取組を支える基盤強化対策事業	地方公共団体又は民間団体等（「特認団体」を除く。）

別記 2

- ① 有機農業実施計画の策定に要する経費については、有機農業実施計画を策定する市町村 1 か所当たり 1,000 万円を補助額の上限とする。
- ② 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践に要する経費については、有機農業実施計画策定後の翌年度の取組にあつては年間 800 万円、翌々年度の取組にあつては年間 600 万円を補助額の上限とする。
- ③ 飛躍的な拡大産地の創出については、年間 1,000 万円を補助額の上限とする。

別記 3

- ① グリーンな栽培体系への転換サポート事業について、次の②及び③の場合を除き、1 地区当たり年間 300 万円を補助額の上限とする。
- ② 有機農業の取組面積の拡大に向けた栽培体系を検討する場合は、1 地区当たり年間 360 万円を補助額の上限とする。
- ③ 環境負荷軽減の取組（みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱（令和 5 年 3 月 30 日付け 3 環バ第 342 号農林水産事務次官依命通知。以下、「推進交付金交付等要綱」という。）別記 4 第 5 の 1（2）アからエの取組又はみどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱（令和 4 年 12 月 8 日付け 4 環バ第 245 号農林水産事務次官依命通知。以下、「緊急対策交付等要綱」という。）別記 3 第 5 の 2（1）から（3）及び（4）アからカの取組）のうち複数の取組（有機農業を除く。）を検討する場合は、1 地区当たり年間 360 万円を補助額の上限とする。
- ④ グリーンな栽培体系の検証においてスマート農業技術に対応するための生産方式変革の検証に取り組む場合は、①から③までに規定する上限にそれぞれ 100 万円を加えた金額とする。
- ⑤ 品目の特性上、栽培体系の検証が年度途中から翌年度にわたることに伴い、栽培マニュアルの作成、産地戦略の策定、情報発信の取組が翌年度となることから、事業実施計画の期間を複数年とする場合は、栽培体系の検証と一体的に取り組む事業内容について、①から④までの上限を適用する。
- ⑥ 消費者の理解を醸成するための取組において、緊急対策交付等要綱に基づく申請については、グリーンな栽培体系の検討に係る交付金額とその上限額の差額又は 30 万円のいずれか低い金額を補助額の上限とし、推進交付金交付等要綱に基づく申請については、30 万円を補助額の上限とする。

別記 4

- ① 新施設において、緊急対策交付等要綱に基づく申請については、交付金の額の上限を 30,000 万円（令和 5 年度当初予算以前に交付決定済の事業実施計画に基づく事業はこの限りではない。）とし、推進交付金交付等要綱に基づく申請については、交付金の額の上限を 8,000 万円（令和 5 年度当初予算以前に交付決定済の事業実施計画に基づく事業はこの限りではない。）とする。
- ② 成果拡大施設について、機器等の 1 件当たりの交付金の額の上限は 5,000 万円とする。

別記 5

- ① 機械・施設の整備又はこれらの補改修に要する経費において、緊急対策交付等要綱に基づく申請については、交付金の額の上限を 15,000 万円とし、推進交付金交付等要綱に基づく申請については、交付金の額の上限を 8,000 万円とする。
- ② 調査、検査・分析、実証試験等要する経費において、緊急対策交付等要綱に基づく申請については、交付金の額の上限を 650 万円とし、推進交付金交付等要綱に基づく申請については、交付金の額の上限を 100 万円とする。

別記6

農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）事業の事業実施主体となりうるのは次のとおりとする。

事業の名称		事業実施主体
1 農山漁村発イノベーション推進支援事業	<p>(1) 2次・3次産業と連携した加工・直売の推進に要する経費</p> <p>(2) 新商品開発・販路開拓の実施に要する経費</p> <p>(3) 直売所の売り上げ向上に向けた多様な取組に要する経費</p> <p>(4) 多様な地域資源を新分野で活用する取組に要する経費</p> <p>(5) 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の促進に要する経費</p>	<p>農林漁業者等、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、市町村、農山漁村発イノベーション・地産地消推進協議会のうち市町村が組織するもの（以下「市町村協議会」という。）及び法人格を有さない団体であって北海道知事が農林水産省北海道農政事務所長と協議の上特に認める団体（以下、「特認団体」という。）</p> <p>農林漁業者等、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、市町村、市町村協議会、特認団体及び農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領第2の6に定めるコンソーシアム</p>
2 農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型）	<p>(1) 農林水産物等の加工、流通、販売等のために必要な施設</p> <p>(2) 本事業の取組に不可欠な農林水産物等の生産を自らが行うために必要な施設</p> <p>(3) 農林水産物以外の地域資源を活用した新事業・サービス提供等のために必要な施設</p> <p>(4) 食品等の加工・販売のために必要な施設</p>	<p>○ 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化・地産地消法」という。）第5条の規定に基づく認定又は第6条の規定に基づく変更の認定を受けた総合化事業計画（以下「認定総合化事業計画」という。）に係る取組を実施する農林漁業者の組織する団体</p> <p>○ 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）第4条の規定に基づく認定又は第5条の規定に基づく変更の認定を受けた農商工等連携事業計画（以下「認定農商工等連携事業計画」という。）に係る取組を実施する農林漁業者の組織する団体</p> <p>○ 都道府県戦略若しくは市町村戦略に基づき取組を行う農林漁業者の組織する団体</p> <p>○ 認定総合化事業計画に係る取組を実施する農林漁業者の組織する団体及び中小企業者</p> <p>○ 都道府県戦略若しくは市町村戦略に基づき取組を行う農林漁業者の組織する団体及び中小企業者</p> <p>○ 認定農商工等連携事業計画に係る取組を実施する中小企業者</p> <p>○ 都道府県戦略若しくは市町村戦略に基づき取組を行う中小企業者</p>

別記 7

農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（令和4年4月1日付け3農振第292号農林水産省農村振興局通知）に基づく事業のうち農山漁村発イノベーション推進支援事業の補助金額の上限は、次のとおりとする。

取組の種類	補助金額の上限
(1) 2次・3次産業と連携した加工・直売の推進に要する経費	1 事業実施期間における補助金の上限額は500万円とする。ただし、(1)から(4)までの取組のうち、いずれか1つあるいは複数の取組を実施する場合であっても、500万円とする。 2 (5)の取組と併せ行う場合にあつては、補助金の総額が500万円を超えないこととする。 3 事業と併せて行う施設整備に係る補助金額の上限は、併せ行うソフト対策に対する補助金額よりも施設整備以外の補助金額よりも低い額とする。
(2) 新商品開発・販路開拓の実施に要する経費	
(3) 直売所の売り上げ向上に向けた多様な取組に要する経費	
(4) 多様な地域資源を新分野で活用する取組に要する経費	1 事業実施期間における補助金額の上限は500万円とする。 2 (1)から(4)までの取組と併せ行う場合にあつては、補助金の総額が500万円を超えないこととする。
(5) 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の促進に要する経費	1 事業実施期間における補助金額の上限は500万円とする。 2 (1)から(4)までの取組と併せ行う場合にあつては、補助金の総額が500万円を超えないこととする。

別記 8

次の機関が貸付等を行う資金及び法律又は地方公共団体の条例等に基づく資金の貸付又は出資のこと。
農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、農林中央金庫、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫、銀行、信用金庫、信用協同組合、都道府県、市町村

別記 9

- 1 中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知）第2により、北海道が中山間地農業の振興を図るために策定する「地域別農業振興計画」に基づき、かつ、事業実施計画において、地域外での販路の確保、交流人口の増加、雇用の確保等の地域経済への波及効果を及ぼす取組について、具体的な目標値を設定して取り組む事業。
- 2 市町村戦略に基づいて行われる取組であり、かつ、地域経済への波及効果を及ぼす等公益の増進に寄与する取組と当該市町村戦略を策定した協議会又は当該市町村が認める事業。
- 3 事業実施計画において、本事業による施設等の整備を契機として、障がい者等（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障がい者、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第1項に規定する生活困窮者及び介護保険法（平成9年法律第123号）第27条の規定により要介護認定を受けた者をいう。以下同じ。）を新たに雇用（本事業により整備した施設等に関連した業務に従事する者に限る。）することが定められており、かつ、六次産業化・地産地消費第5条の規定に基づく認定若しくは第6条の規定に基づく変更の認定又は農工商等連携促進法第4条の規定に基づく認定若しくは第5条の規定に基づく変更の認定を受けた日から起算して2年を経過する日までに障がい者等を雇用することが確実であると認められる事業。

別記 10

- 1 農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（令和4年4月1日付け3農振第292号農林水産省農村振興局通知）に基づく事業のうち農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型）における事業実施主体に交付する補助金の額は、以下の(1)から(3)のうち最も低い額を限度とする。ただし、上限額は1億円とする。
(1) 補助の対象となる経費に補助率を乗じて得た額

- (2) 補助の対象となる経費に充てるために貸付等を行う資金の額
 - (3) 補助の対象となる経費から(2)の額及び地方公共団体等による補助金の額を控除して得た額
- 2 次の(1)から(3)の要件を全て満たす場合には、1のただし書きにかかわらず、業務用需要に応じた一次加工品等の事業者間の取引(以下、「BtoB」という。)において、その取引先が求める独自の品質及び衛生管理の規格又は基準(HACCPの認証機関が定める認証基準を上回るものに限る。)に対応するために必要不可欠な機械の整備に要する掛かり増しの経費に限り、2億円の範囲内で上乗せすることができる。
- (1) 目標年度において、本事業におけるBtoBに供するものの取扱量又は取扱金額が、本事業で整備した施設等における全製造量又は全取扱金額の50パーセントを超える計画であること。
 - (2) 取引先が求める独自の品質及び衛生管理の規格又は基準(HACCPの認証機関が定める認証基準を上回るものに限る。)に対応するために必要不可欠な機械の整備に要する掛かり増しの経費が明確であること。
 - (3) 事業実施計画に、本事業における一次加工品等の製造過程について、HACCPに関する第三者認証を取得することが明記されていること。